

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年3月 14 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400271 号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第 2400040 号

第 1 結論

平成 13 年 1 月から平成 18 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成 18 年 7 月から平成 24 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 13 年 1 月から平成 18 年 6 月まで
② 平成 18 年 7 月から平成 24 年 1 月まで

前回の請求期間(平成 14 年 4 月から平成 24 年 1 月まで)の国民年金保険料については、当初未納であったところ、領収証書の発行は受けていないものの、平成 18 年から平成 20 年頃にかけて、A 市 B 区役所の窓口で、現金により 1 回当たり 15 万円又は 7 万円を 6 回にわたり納付した旨、平成 20 年頃に国民年金保険料の納付ができないことを A 市 B 区役所の窓口で伝えたところ、免除の手続を勧められてその場で書類を記載した記憶があり、当該手続以降は国民年金保険料を納付しておらず、継続して全額免除されているものと思っていた旨、国民年金の加入手続の際、国民年金保険料については、老後に年金としてもらうだけではなく、病気など何かあった時に重要になってくるので継続的に支払うようにという旨の丁寧な説明を受けて以降、年金は大事なものだと思っていたことから、請求期間については、6 回にわたる国民年金保険料の納付とその後の免除手続により、国民年金保険料の納付済期間又は全額免除期間となるようにしたはずであるのに、国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できない旨を主張し、訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする令和 6 年 3 月 22 日付けの通知を受け取った。

請求期間①については、平成 15 年から平成 18 年頃にかけて、A 市 B 区役所の窓口で、現金により 1 回当たり、15 万円から 18 万円を 6 回程度にわたり、国民年金保険料を遅れながら納付しており、請求期間②については、請求期間①に係る国民年金保険料を遅れながら納付することができなくなったため、平成 18 年 6 月頃、A 市 B 区役所の窓口で免除申請を行い、その後は継続して免除されているものと思っていたので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の前回の訂正請求については、I) 請求者は、請求期間の国民年金保険料について当初未納であったところ、平成 18 年から平成 20 年頃にかけて、A 市 B 区役所の窓口で、現金により 1 回当たり 15 万円又は 7 万円の国民年金保険料を 6 回にわたり納付した旨主張しているが、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国民年金の保険料の納付に関する経過措置に関する政令等の施行について」(平成 13 年 1 月 9 日庁保発第 1 号)により、平成 14 年 4 月から市町村(特別区を含む。)が行っていた国民年金印紙検認事務が廃止され、国民年金保険料の収納事務は国が行うこととされたことから、A 市 B 区は、平成 14 年度以降、国民年金保険料の収納事務は同区の窓口において行っておらず、被保険者

から国民年金保険料を預かることもしていなかった旨回答しており、当該国民年金保険料の収納に係る取扱い、請求者の主張する納付方法とは相違していること、Ⅱ）請求者は、平成 20 年頃に A 市 B 区役所の窓口において国民年金保険料の全額免除申請の手続を行った旨主張しているが、国民年金保険料の免除を希望する場合、国民年金保険料免除・納付猶予申請書（以下「免除申請書」という。）の提出が必要となり、免除申請の手続が行われた場合には、市町村及び管轄の社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）の双方において受付処理が行われるところ、A 市 B 区及び同区の担当者は、同区が管理する請求者に係る電算システムの記録において、請求期間直前の平成 13 年 1 月から平成 14 年 3 月までの期間及び請求期間直後の平成 24 年 2 月から平成 26 年 6 月までの期間については、いずれも申請全額免除の承認期間であること、及び請求期間について請求者に係る国民年金保険料の免除申請の手続が行われた記録はないことを回答又は陳述しており、当該記録状況はオンライン記録と符合していること、Ⅲ）請求者は、平成 20 年頃に国民年金保険料の全額免除申請の手続を行い、その後の期間については継続して全額免除されているものと思っていた旨主張しているところ、「国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 17 年 7 月 1 日庁保発第 0701001 号）により、平成 17 年 7 月 1 日以降、全額免除申請者については、最初の申請の際に、翌年度以降引き続き同一の事由に基づく申請を行う旨を申し出たときは、翌年度以降の免除申請書の提出を要しない旨の取扱い（以下「継続免除申請」という。）となっているが、日本年金機構 C 年金事務所が保管する請求者に係る平成 23 年度から平成 25 年度の免除申請書及びオンライン記録によると、i）平成 25 年 11 月 26 日に、平成 25 年度の免除申請書が受付され、当該免除申請書において翌年度以降の継続免除申請を希望する旨の申し出が行われていること、ii）平成 26 年 4 月 1 日に、平成 23 年度及び平成 24 年度の免除申請書が受付され、その結果、請求期間直後の平成 24 年 2 月から平成 25 年 6 月までの期間について遡及して申請全額免除が承認されていることが確認できる上、日本年金機構は、請求期間に係る免除申請書について確認できない旨回答しており、請求者が請求期間において免除の申請及び継続免除申請の申し出を行った事実を確認することはできないこと、Ⅳ）請求者は請求期間に係る国民年金保険料の納付及び免除申請の手続を行った具体的な時期について、記憶が明確ではなく、また、請求期間が約 10 年という長期間に及んでおり、国民年金保険料の収納及び免除に係る記録管理について事務過誤が繰り返された可能性は低いものと考えられることなどから、既に令和 6 年 3 月 22 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、一部の期間について、前回の訂正請求と異なる請求内容で、請求期間①については、平成 15 年から平成 18 年頃にかけて、A 市 B 区役所の窓口で、現金により 1 回当たり、15 万円から 18 万円を 6 回程度にわたり、国民年金保険料を遅れながら納付していた旨、請求期間②については、請求期間①に係る国民年金保険料を遅れながら納付することができなくなったため、平成 18 年 6 月頃、A 市 B 区役所の窓口で免除申請を行い、その後は継続して免除されているものと思っていた旨主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者は、請求期間①に係る国民年金保険料について、平成 15 年から平成 18 年頃に A 市 B 区役所の窓口で、現金により、遅れながら納付した旨主張しているところ、前述Ⅰ）のとおり、請求者の主張する納付方法は、当時の国民年金保険料の収納に係る取扱いとは相違している。

また、請求者は、請求期間②について、請求期間①に係る国民年金保険料を遅れながら納付することができなくなったため、平成 18 年 6 月頃、A 市 B 区役所の窓口で免除申請を行い、その後は継続して免除されているものと思っていた旨主張しているところ、前述Ⅱ）及びⅢ）のとおり、請求者が、その主張する時期において、免除の申請及び継続免除申請の申し出を行った事実を確認することはできない。

さらに、請求者から、請求期間①及び請求期間②に係る国民年金保険料の納付又は免除をうかがわせる新たな資料等の提出はなく、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新た

な事情は認められない。

このほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、請求者が請求期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400339号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400041号

第1 結論

昭和44年*月から昭和51年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和44年*月から昭和51年11月まで

私が20歳になった昭和44年*月頃に、父がA町役場(当時)において私の国民年金の加入手続をし、その後、結婚により同町(現在は、B市)を転出するまでの期間の国民年金保険料を、父又は私自身がC銀行D支店(当時)の窓口で納付した。

しかし、年金記録を見ると、A町に係る請求期間が国民年金保険料の未納期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、父が昭和44年*月頃にA町役場において私の国民年金の加入手続を行い、その後、父又は私自身が請求期間に係る国民年金保険料を金融機関の窓口で納付した旨主張している。

しかしながら、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、住所地の市区町村において国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求期間において、当時の住所地であるE県内で請求者に対する記号番号の払出しを確認することはできず、請求者は請求期間当時、国民年金の被保険者となっていなかったことから、国民年金保険料を納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号(*)は、請求期間より後の昭和55年10月に、請求者の婚姻後の住所地であるF市において払い出されており、当時、同市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者は同年9月29日付けで任意加入被保険者として新規で国民年金の被保険者資格を取得しているところ、国民年金の任意加入被保険者は、制度上、国民年金の加入手続を行った日に国民年金被保険者資格を取得することとなることから、請求者の国民年金の加入手続は、同年9月29日にF市において行われたと考えられる。

さらに、前述の国民年金被保険者名簿には、昭和44年*月*日から昭和51年12月29日までの期間(請求者が20歳に到達した日から、F市が婚姻届を受理した日まで)について、請求者を強制加入被保険者とする旨の記載が確認できるところ、前述のとおり、請求者に対する別の記号番号の払出しが確認できないこと、昭和61年3月以前において、被用者年金の被保険者の配偶者が国民年金の強制加入被保険者から除外され、任意加入することができる者とされていたこと、及び請求者の加入手続時期が昭和55年9月29日であることを踏まえると、請求期間については、任意加入被保険者となる加入手続を契機に、遡って国民年金の強制加入被保険者期間とする旨の処理が行われたものと考えられ、当該加入手続時点において、請求期間に

係る国民年金保険料は、国民年金法の時効に係る規定により納付することができない。

加えて、B市は、日本年金機構に移管済みの国民年金被保険者名簿等のほかに、市が独自に保管している国民年金の被保険者に係る資料はない旨、C銀行D支店の後継事業所であるG銀行H支店は、保存期間の経過により請求期間当時の公金・公共料金受付票を保管していない旨それぞれ回答しており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、納付単位、納付金額などを具体的に覚えていない旨陳述しており、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとされる請求者の父は、既に死亡していることから、それらの具体的な状況を確認することができない。

このほか、請求者又は請求者の父が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400329 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2400098 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 11 月 19 日から昭和 60 年 3 月 1 日まで

昭和 57 年に A 社に入社し、昭和 63 年 12 月に退職するまで同社に勤務したが、年金記録では、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

私が A 社に勤務している間に、同社は 3 回移転したが、私は請求期間も継続して同社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録並びに A 社の元事業主及び同僚の回答から判断すると、請求者は請求期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められる場合とされているところ、A 社の元事業主は、昭和 59 年 11 月 19 日付けの事業所に係る全喪届及び請求者に係る資格喪失届並びに昭和 60 年 3 月 1 日付けの事業所に係る新規適用届及び請求者に係る資格取得届を社会保険事務所(当時)に提出したので、請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していない旨回答している。

また、オンライン記録において、A 社が請求期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらないほか、同社に係る事業所別被保険者名簿及び事業所名簿によると、同社は、昭和 59 年 11 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、昭和 60 年 3 月 1 日に再び厚生年金保険の適用事業所となったと記録されているところ、当該記録は前述の元事業主の回答と符合している。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿において、同社の全喪(昭和 59 年 11 月 19 日)時点で被保険者であった者のうち、自身も請求者と同様に請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落している旨陳述している同僚は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かは覚えていない旨回答しており、当該同僚の回答から、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400334号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400099号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成14年12月25日から平成15年4月1日に訂正し、平成14年12月から平成15年3月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成14年12月25日から平成15年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年12月25日から平成15年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年12月25日から平成15年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社の資格喪失日が平成14年12月25日となっているが、同社には平成15年3月31日まで継続して勤務し、平成14年12月分から平成15年3月分までの各月の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成14年12月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、商業登記の記録、雇用保険の記録及び請求者から提出された給料支払明細書により、同社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、雇用保険の記録及び請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は不明である旨回答しているが、請求期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、平成14年12月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400356 号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第 2400042 号

第 1 結論

昭和 56 年 4 月から昭和 61 年 2 月までの請求期間及び昭和 62 年 3 月から平成 2 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から昭和 61 年 2 月まで
② 昭和 62 年 3 月から平成 2 年 4 月まで

年金の裁定請求時に年金記録を確認したところ、年金記録では請求期間①及び②が未納と記録されているが、当該各期間に係る国民年金保険料は納付したと思うので、調査の上、当該各期間の年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 56 年 4 月頃に国民年金に加入し、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金に係る被保険者資格の取得年月日は、平成 9 年 5 月 1 日となっており、請求期間①及び②は、国民年金に未加入であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、請求者の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しを受ける必要があるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない上、請求者が当該期間当時に居住していた A 市は、請求者が当該期間に国民年金に加入した記録はなく、当該各期間において、請求者に記号番号を払い出していない旨回答している。

さらに、請求者は、婚姻（昭和 63 年 5 月）後は妻と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の妻についても、請求期間②において国民年金保険料の納付記録は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400324 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2400100 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における請求期間のうち、平成 2 年 6 月 1 日から平成 4 年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から平成 5 年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 15 年 10 月 1 日から平成 19 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 2 年 6 月から平成 4 年 2 月までの各月、同年 4 月から平成 5 年 5 月までの各月、同年 7 月、同年 8 月及び平成 15 年 10 月から平成 19 年 7 月までの各月の標準報酬月額については、別表 1 のとおりとする。

平成 2 年 6 月から平成 4 年 2 月までの各月、同年 4 月から平成 5 年 5 月までの各月、同年 7 月、同年 8 月及び平成 15 年 10 月から平成 19 年 7 月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 2 年 6 月から平成 4 年 2 月までの各月、同年 4 月から平成 5 年 5 月までの各月、同年 7 月、同年 8 月及び平成 15 年 10 月から平成 19 年 7 月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における請求期間のうち、平成 3 年 10 月 1 日から平成 4 年 4 月 1 日までの期間、平成 5 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び平成 6 年 10 月 1 日から平成 8 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 3 年 10 月から平成 4 年 3 月までの各月、平成 5 年 6 月及び平成 6 年 10 月から平成 8 年 9 月までの各月の標準報酬月額については、別表 2 のとおりとする。

平成 3 年 10 月から平成 4 年 3 月までの各月、平成 5 年 6 月及び平成 6 年 10 月から平成 8 年 9 月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 7 月 20 日から令和 3 年 10 月 31 日まで

ねんきん定期便を見ると、A 社の請求期間当時の給与の額と、国の標準報酬月額が相違している。

事業主から何の説明も受けておらず、これまでずっと給与の額に対して正当な額の厚生年金保険料を支払っているものと思っていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成2年6月1日から平成4年3月1日までの期間、同年4月1日から平成5年6月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間及び平成15年10月1日から平成19年8月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書及び給料支払明細書（控）（以下「給料支払明細書」という。）により、請求者が当該各期間において、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成2年6月から平成4年2月までの各月、同年4月から平成5年5月までの各月、同年7月、同年8月及び平成15年10月から平成19年7月までの各月に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについて、商業登記の記録によるとA社は既に解散しており、同社の解散時の事業主及び先代の事業主（以下「元事業主二人」という。）はいずれも不明である旨回答又は陳述しているが、給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成5年9月1日から平成6年1月1日までの期間、同年4月1日から平成12年4月1日までの期間、平成15年8月1日から同年10月1日までの期間、平成26年1月1日から同年2月1日までの期間及び平成31年1月1日から同年3月1日までの期間について、給料支払明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額又はオンライン記録の標準報酬月額より低い額であることから、当該各期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成6年1月1日から同年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、平成15年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間（以下「期間ア」という。）について、平成6年1月分、同年3月分、平成15年1月分及び同年3月分の給料支払明細書によると、厚生年金保険料控除欄はいずれも空欄である上、元事業主二人は、いずれも当該期間に係る厚生年金保険料の控除状況は不明である旨回答又は陳述していることから、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることを確認又は推認することはできない。

さらに、請求期間のうち、平成元年7月20日から平成2年6月1日までの期間、平成4年3月1日から同年4月1日までの期間、平成5年6月1日から同年7月1日までの期間、平成6年2月1日から同年3月1日までの期間、平成12年4月1日から平成15年1月1日までの期間、同年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から同年8月1日

までの期間、平成19年8月1日から平成26年1月1日までの期間、同年2月1日から平成31年1月1日までの期間及び同年3月1日から令和3年10月31日までの期間（以下「期間イ」という。）について、請求者は当該期間に係る給料支払明細書を保管していない上、元事業主二人は、いずれも当該期間に係る厚生年金保険料の控除状況は不明である旨回答又は陳述していることから、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

加えて、期間イのうち、平成4年3月1日から同年4月1日までの期間について、当該期間の前後の月の給料支払明細書及び請求者から提出された平成4年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額からは、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

また、期間イのうち、平成31年3月1日から令和3年10月31日までの期間について、B市から提出された請求者の令和2年度から令和4年度まで（平成31年分から令和3年分まで）の市民税・県民税所得回答書に記載された各年の社会保険料控除額が、請求者の平成31年1月から令和3年12月までの期間に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した各年の被保険者負担分の厚生年金保険料及び健康保険料の合計額と概ね一致していることから、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を上回る厚生年金保険料額が控除されていたことはうかがえない。

このほか、期間ア及びイについて、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が期間ア及びイにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間のうち、平成3年10月1日から平成4年4月1日までの期間、平成5年6月1日から同年7月1日までの期間及び平成6年10月1日から平成8年10月1日までの期間について、給料支払明細書により、請求者の当該各期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額又はオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成3年10月から平成4年3月までの各月、平成5年6月及び平成6年10月から平成8年9月までの各月に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる報酬月額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

ただし、平成3年10月から平成4年3月までの各月、平成5年6月及び平成6年10月から平成8年9月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表 1 【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	標 準 報 酬 月 額	
	訂正前	訂正後
平成 2 年 6 月から平成 4 年 2 月まで	16 万円	18 万円
平成 4 年 4 月から同年 6 月まで		19 万円
平成 4 年 7 月から平成 5 年 5 月まで		22 万円
平成 5 年 7 月及び同年 8 月		
平成 15 年 10 月から平成 17 年 8 月まで	17 万円	20 万円
平成 17 年 9 月から平成 19 年 7 月まで		

別表 2 【厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正】

訂 正 期 間	標 準 報 酬 月 額	
	訂正前	訂正後
平成 3 年 10 月から平成 4 年 2 月まで	18 万円（※）	19 万円
平成 4 年 3 月	16 万円	
平成 5 年 6 月		22 万円
平成 6 年 10 月から平成 8 年 9 月まで	24 万円	26 万円

（※）厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400355号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400101号

第1 結論

- 1 請求者のA社における賞与支払年月日を、平成15年12月は同年12月31日、平成16年12月は同年12月31日、平成17年8月は同年8月31日、同年12月は同年12月31日、平成18年8月は同年8月31日、平成20年12月は同年12月31日及び平成22年12月は同年12月31日とし、標準賞与額を、平成15年12月31日は30万円、平成16年12月31日は28万円、平成17年8月31日は12万円、同年12月31日は15万円、平成18年8月31日は25万円、同年12月15日は24万円、平成20年12月31日は22万9,000円及び平成22年12月31日は16万円に訂正することが必要である。

平成15年12月31日、平成16年12月31日、平成17年8月31日、同年12月31日、平成18年8月31日、同年12月15日、平成20年12月31日及び平成22年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月31日、平成16年12月31日、平成17年8月31日、同年12月31日、平成18年8月31日、同年12月15日、平成20年12月31日及び平成22年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成20年12月31日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

平成20年12月31日の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月
③ 平成17年8月
④ 平成17年12月
⑤ 平成18年8月
⑥ 平成18年12月15日
⑦ 平成20年12月
⑧ 平成22年12月

ねんきん定期便を確認していたところ、A社から支給された賞与のうち、請求期間①から⑧までの各期間の賞与について、記録が漏れていることに気が付いた。

賞与に係る給料支払明細書等を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑧までの各期間について、請求者から提出された賞与に係る給料支払明細

書（以下「賞与明細書」という。）、給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の写しから判断すると、請求者はA社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までの各期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 30 万円、請求期間②は 28 万円、請求期間③は 12 万円、請求期間④は 15 万円、請求期間⑤は 25 万円、請求期間⑥は 24 万円、請求期間⑦は 22 万 9,000 円及び請求期間⑧は 16 万円とすることが必要である。

また、請求期間①から⑧までの各期間（請求期間⑥を除く。）に係る賞与支払日については、当該各期間の賞与支払日を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、賞与支払月の末日とし、請求期間①は平成 15 年 12 月 31 日、請求期間②は平成 16 年 12 月 31 日、請求期間③は平成 17 年 8 月 31 日、請求期間④は同年 12 月 31 日、請求期間⑤は平成 18 年 8 月 31 日、請求期間⑦は平成 20 年 12 月 31 日及び請求期間⑧は平成 22 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑧までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間⑦について、賞与明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記 1 の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間⑦の標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、24 万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間⑦の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400358号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400102号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成31年4月1日から令和4年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成31年4月から令和4年8月までの各月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

平成31年4月から令和4年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年4月から令和4年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和元年9月1日から令和4年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年9月から令和4年8月までの各月の標準報酬月額については、別表2のとおりとする。

令和元年9月から令和4年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成4年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成31年4月1日から令和4年9月1日まで

A社に勤務した請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低い額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者が、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成31年4月から令和4年8月までの各月の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、別表1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか

否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主からは回答が得られず、請求者の報酬月額に係る届出及び保険料納付について確認することはできないが、給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、令和元年9月1日から令和4年9月1日までの期間について、前述の給与明細書及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、令和元年9月から令和4年8月までの各月の標準報酬月額については、給与明細書及び日本年金機構の回答により確認できる報酬月額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

ただし、令和元年9月から令和4年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表 1 【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	標 準 報 酬 月 額	
	訂正前	訂正後
平成 31 年 4 月から令和 4 年 8 月まで	9 万 8,000 円	32 万円

別表 2 【厚生年金保険法（第 75 条本文）による訂正】

訂 正 期 間	標 準 報 酬 月 額	
	訂正前	訂正後
令和元年 9 月から令和 2 年 8 月まで	32 万円（※）	38 万円
令和 2 年 9 月から令和 3 年 8 月まで	32 万円（※）	36 万円
令和 3 年 9 月から令和 4 年 8 月まで	32 万円（※）	38 万円

（※）厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400338 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2400103 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における請求期間のうち、平成 9 年 4 月 1 日から平成 10 年 2 月 26 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 9 年 4 月から平成 10 年 1 月までの各月の標準報酬月額については、別表 1 のとおりとする。

平成 9 年 4 月から平成 10 年 1 月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者の A 社における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 6 年 11 月から平成 10 年 1 月までの各月の標準報酬月額については、別表 2 のとおりとする。

平成 6 年 11 月から平成 10 年 1 月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 6 年 11 月から平成 10 年 1 月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者の A 社における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 6 年 11 月から平成 10 年 1 月までの各月の標準報酬月額については、別表 3 のとおりとする。

平成 6 年 11 月から平成 10 年 1 月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記 2 の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から平成 10 年 2 月 26 日まで

厚生年金保険の記録によると、私が A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 9 年 4 月 1 日から平成 10 年 2 月 26 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の A 社における当該期間の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 10 月の定時決定(同年 9 月 30 日処理)で 30 万円、平成 9 年 10 月の定時決定(同年 9 月 12 日処理)で 30 万円と記録されていたところ、平成 10 年 3 月 2 日付けで、平成 9 年 10 月の定時決定の記録を取り消して、平成 9 年 4 月 1 日に遡って 20 万円に減額処理され、資格喪失時まで継続していることが確認できる。

また、請求期間のうち、平成 9 年 4 月 1 日から平成 10 年 2 月 26 日までの期間について、請求者から提出された A 社の給料支払明細書によると、当該期間の標準報酬月額の改定又は

決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、遡及減額処理後の標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求期間においてA社における厚生年金保険被保険者記録のある同僚についても、請求者と同様に、平成10年3月2日付けで標準報酬月額が遡及して減額処理されているところ、同社の元取締役は、請求期間当時、社会保険料を滞納していた旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成10年3月2日付けで行われた遡及減額処理は事実即ししたものとは考え難く、請求者について、平成9年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成9年4月から平成10年1月までの各月の標準報酬月額については、遡及減額訂正前の標準報酬月額の記録から、別表1のとおり訂正することが必要である。

- 2 請求期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が、A社からオンライン記録の標準報酬月額（平成9年4月1日から平成10年2月26日までの期間は、上記1の訂正後の標準報酬月額）を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表2のとおり訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる報酬月額から、別表3のとおり訂正することが妥当である。

ただし、上記訂正後の標準報酬月額（上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表 1 【厚生年金保険法第 75 条ただし書による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成 9 年 4 月から平成 10 年 1 月まで	20 万円	30 万円

別表 2 【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成 6 年 11 月から平成 8 年 9 月まで	30 万円	34 万円
平成 8 年 10 月から平成 9 年 3 月まで	30 万円	32 万円
平成 9 年 4 月から平成 10 年 1 月まで	30 万円（※ 1）	32 万円

（※ 1）厚生年金保険法第 75 条ただし書による訂正後の標準報酬月額

別表 3 【厚生年金保険法第 75 条本文による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成 6 年 11 月から平成 8 年 9 月まで	34 万円（※ 2）	41 万円
平成 8 年 10 月から平成 10 年 1 月まで	32 万円（※ 2）	44 万円

（※ 2）厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300085号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400104号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年5月27日、喪失年月日を同年12月1日とし、同年5月から同年11月までの標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

令和元年5月27日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年5月27日から同年12月1日まで

請求期間において、B社又はA社に勤務していたが、年金記録では請求期間における厚生年金保険被保険者の記録が取り消されている。しかし、請求期間も請求期間の前後の期間と同様に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、雇用保険の記録、請求者から提出された給与明細書、同僚から提出された請求者及び同僚に係る車両等の一覧表、C局の回答、A社の事業主の回答並びに複数の同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A社のD県内の事業所に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、令和元年5月27日と記録されていたところ、当該資格取得記録は、令和2年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録によると、請求者を含む70人を超える同僚についても、厚生年金保険被保険者資格の取得記録が、令和2年11月30日及び令和3年2月8日付けで遡及して取り消されているが、請求者に係る資格取得の取消届(以下「取消届」という。)には、取消処理日(令和2年11月30日)より後の令和3年1月28日付けの年金事務所の受付印が確認できることから、当該取消処理は事業主からの届書に基づいた処理ではなかったことがうかがえるところ、日本年金機構は、当該取消処理について、「B社への調査及びA社への確認等により取得取消は妥当だと思われるが、取消届の提出前に取消処理を行った経緯は不明である。」旨回答しているにとどまり、当該取消処理に係る明確な回答となっていない。

さらに、日本年金機構から提出されたA社に係る資料によると、同社は請求期間当時、社会保険料を滞納していたことが確認できるところ、同社に係る総合調査の復命書によると、年金事務所が令和3年1月21日に同社に対し事業所調査を行ったことが確認できるが、復命書に記載された被保険者と取消処理がされた被保険者は一致しておらず、年金事務所における各被保険者に係る適切かつ十分な調査が行われていたとは言い難い。

これらの事実を総合的に判断すると、令和元年5月27日に厚生年金保険被保険者資格を取

得している請求者について、当該資格取得を取り消す合理的な理由はなく、当該資格取得の取消処理に係る記録は有効なものとは認められない。

したがって、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、当初記録されていた資格取得年月日である令和元年5月27日、資格喪失年月日は、雇用保険の記録等から同年12月1日とすることが必要である。

また、請求期間の標準報酬月額については、資格取得時に決定された標準報酬月額及び日本年金機構の回答から、38万円とすることが必要である。